

資産形成ローン契約規定

お客さまは、住信SBIネット銀行(以下、「当社」といいます。)と資産形成ローン取引(以下、「ローン取引」といいます。)を行う場合は、この規定(以下、「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下、「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。

お客さまと当社との間のローン取引に関する契約(以下、「本契約」といいます。)は、本規定のほか、WEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」、または「資産形成ローン契約書」記載の借入要項(以下、総称して「借入要項等」といいます。)をその内容とします。

お客さまは、当社がお客さまに対し、借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。

お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、投資用区分マンションの購入資金およびその他当社が特に認める資金に用いるため(以下、「投資用賃貸住宅取得等目的」といいます。)にのみ利用するものとします。

第1条 借入金利

1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利(以下、「借入金利」といいます。)は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利、および、当社がお客さまを被保険者とし、当社を保険契約者とする当社所定の保険契約を締結した場合に上乗せされる金利(以下、「上乗せ金利」といいます。)の合計額によるものとします。
2. 当初借入金利は、当社が借入金額を交付した日(以下、「ローン実行日」といいます。)現在の基準金利および上乗せ金利の合計額とします。以後の借入金利は、第6条に従うものとします。
3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引き下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。
4. 前三項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。

第2条 遅延損害金

1. お客さまは、元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%(1年を365日とし、日割りで計算する。)の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。

第3条 元利金の計算方法

1. 利息は借入要項等に定める元利金返済日(以下、「約定返済日」といいます。)に後払いするものとし、毎回の元利金返済額(以下、「約定返済額」といいます。)は均等とします。
2. 利息は、原則として1年を12ヵ月として月割りで計算します。
3. 約定返済額の利息は、通常、毎月返済部分の元金残高×借入金利×1/12で計算します。
4. 借入金利の変更がなされた場合の約定返済額の変更は第6条の定めによります。
5. ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により1年を

日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引き上げまたは引き下げるものとします。

- (3) 前号の変更による新しい借入金利(以下、「新借入金利」といいます。)は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます。)
- (4) 借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日からは、当該新借入金利適用日直前の基準日(新借入金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日)における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」を適用するものとします。
- (5) 借入金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、新借入金利適用日の1ヵ月前までに新借入金利および毎回の約定返済額の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。
- (6) 当社は、金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項1号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

3. 約定返済額の変更

- (1) 本条2項2号により借入金利が変更されても、ローン実行日後5回目の10月1日を基準日とする新借入金利適用日までは、約定返済額は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。
- (2) 当社は、ローン実行日後5回目の10月1日基準日以降5年ごとの応当日(以下、「約定返済額計算基準日」といいます。)において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条4項の未払利息にもとづいて、約定返済額計算基準日以降最初に到来する1月の約定返済日から次の約定返済額計算基準日以降最初に到来する12月の約定返済日まで(以下、「同一返済額期間」といいます。)の新しい約定返済額(以下、「新約定返済額」といいます。)を算出するものとし、それに従い、お客さまは同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新約定返済額は変更前の約定返済額の1.25倍を超えないものとします。なお、新約定返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新約定返済額に係る同一返済額期間に変更されず、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳が変わるものとします。
- (3) 当社は、原則として、前号の新約定返済額による返済の開始日の2ヵ月前までに新約定返済額(元金・利息の内訳)および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。

4. 未払利息

- (1) 本条2項により借入金利が引上げられたため、支払うべき利息が所定の約定返済額を超える場合には、その超過額(以下、「未払利息」といいます。)は新借入金利による2回目以降の約定返済日に約定返済額に含めて支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、その約定返済日において支払うべき利息、元金の順とします。
- (2) 第9条の繰上返済をする場合に未払利息があるときは、繰上返済日にそれを支払うものとし、
- (3) 最終回返済額は、約定返済額にかかわらず、残存元金とその利息に未払利息を加えた金額とします。

第7条 固定金利の適用

固定金利の取扱いはありません。

第8条 金利タイプの変更

変動金利のみの取扱いであるため、金利タイプの変更はできません。

第9条 繰上返済

1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。
2. 一部繰上返済
 - (1) 一部繰上返済する場合には、毎回の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日から繰上返済日までの未払経過利息もあわせて支払うものとします。
 - (2) お客さまは、約定返済額は変えずに最終返済期日を繰り上げる方法、または最終返済期日を変えずに約定返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。
3. 全額繰上返済
本条1項により、お客さまが借入金残額の全額を一括して返済する場合、毎回の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日から繰上返済日までの未払経過利息もあわせて支払うものとします。

第10条 返済条件の変更

第9条の申込については、当社がお客さまからの申し出を承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。

第11条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - (1) 第5条に定める約定返済を遅延し、当社から書面により督促をしても、次の約定返済日までに当該遅延した元利金およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。
 - (2) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。
2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - (1) お客さまが第11条の2第1項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第11条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。
 - (2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務(いずれの支店との取引に関するものかは問わないものとします。)について期限の利益を喪失したとき。
 - (3) お客さまが本契約および各取引規定に違反したとき。
 - (4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 手形交換所(電子交換所その他これに準じる施設を含みます。)の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) お客さまが当社に保有する預金債権その他の債権または当社に預託する資産もしくは

当社の債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が發送されたとき。

(7) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。

(8) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。

(9)

(10) ローン取引における融資の目的たる不動産に係る買戻権が行使された場合

(11)

3. お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

4. 当社は、お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、お客さまが当社に開設している預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。

第11条の2 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 第11条2項1号の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは、当社になんらの請求をすることができません。また、当社に損害が生じたときには、お客さまがその責任を負うものとします。

第12条 担保

1. 担保価値の減少、お客さまの信用不安等、債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当社からの請求により、お客さまは、遅滞なく相当な担保を差し入れ、これを追加、変更するものとします。

2. お客さまは、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定しもしくは譲渡するときは、あらかじめ当社の承諾を得るものとします。

3. お客さまは、ローン取引における融資の目的たる不動産に係る賃貸借契約の更新もしくは賃借人の変更その他の賃貸状況等の変更等が生じた場合、または最新の賃貸状況等を当社が照会した場合は、遅滞なく最新の賃貸借契約書等の写しを当社に提出するものとします。また、最新の賃貸状況等を当社が照会した場合において、空室の場合は、賃借人の募集状況等を当社に報告するものとします。
4. お客さまは、賃借人との間で、前項の賃貸借契約にもとづく賃料等の入金口座として、返済用預金口座を指定するものとします。
5. 本契約にもとづく債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、当社は、担保を、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本契約にもとづく債務の返済に充てることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちにこれを返済するものとします。また、本契約にもとづく債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
6. お客さまの差し入れた担保について、事変・災害・輸送中のやむを得ない事故等、当社の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、当社は責任を負わないものとします。

第13条 連帯保証

連帯保証人は不要です。

第14条 団体信用生命保険

お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社を保険契約者とする団体信用生命保険契約（リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約および先進医療特約（既に先進医療特約付きの保険に加入されている場合等を除きます。））を付帯するものとし、3大疾病保障特約（残債50%保障または残債100%保障であるもの）を任意で付帯することができるものとします。）を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。

- (1) お客さまが万一告知義務違反その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社に何らの異議を述べないものとします。
- (2) お客さまは、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく当社に通知のうえその指示に従うものとします。
- (3) 団体信用生命保険（次号以外の付帯された特約を含みます。）について、保険金の受取人は当社とし、当社が保険金を受領したときは、当社に対するお客さまの債務の返済期限のいかんにかかわらず、当社所定の方法により、適宜債務の返済に充当されたものとして取り扱うものとします。
- (4) 先進医療特約について、給付金の受取人はお客さまとします。
- (5) 本条3号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社から保険金の返還の請求を受けたときは、当社に対するお客さまの債務の返済への充当の効力は遡ってなかったものとし、お客さまは、債務の全額について直ちに返済するものとします。なお、お客さまの債務につき当社のために担保権が設定されていた場合、当該担保権は消滅しなかったものとして取り扱い、または、お客さまは当社の求めに応じて当該担保権と同等の担保を差し入れるものとします。
- (6) 本条4号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が給付金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。
- (7) 当社が3大疾病保障特約（残債100%保障であるもの）を付した団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、重度ガン保険金前払特約は付帯できません。

ん。

第15条 団体信用就業不能保障保険

お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社を保険契約者とする団体信用就業不能保障保険（債務繰上返済支援特約を付帯するものとし、長期就業不能見舞金特約を任意で付帯することができるものとし、）を当社の指定する生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。

- (1) お客さまが万一告知義務違反その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社に何らの異議を述べないものとし、
- (2) 債務繰上返済支援保険金について、保険金の受取人は当社とし、当社が保険会社から保険金を受領したときは、当社に対するお客さまの債務の返済期限のいかんにかかわらず適宜債務の返済に充当されたものとして取り扱うものとし、
- (3) 就業不能保険金、長期就業不能見舞金について、保険金、見舞金の受取人はお客さまとします。ただし、就業不能保険金については、第5条における約定返済が遅延している場合は直ちにその弁済に充当するものとし、
- (4) 本条2号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社から保険金の返還の請求を受けたときは、当社に対するお客さまの債務の返済への充当の効力は遡ってなかったものとし、お客さまは、債務の全額について直ちに返済するものとし、なお、お客さまの債務につき当社のために担保権が設定されていた場合、当該担保権は消滅しなかったものとして取り扱い、または、お客さまは当社の求めに応じて当該担保権と同等の担保を差し入れるものとし、
- (5) 本条3号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が保険金・見舞金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。

第16条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約にもとづく債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第11条によって返済しなければならぬ本契約にもとづく債務全額と、お客さまの預金その他の債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとし、
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとし、また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとし、

第17条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本契約にもとづく債務と期限の到来しているお客さまの当社に対する預金その他債権とを、本契約にもとづく債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとし、
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとし、また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとし、

第18条 充当の指定

1. 当社から相殺をする場合に、本契約にもとづく債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、当社は、債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定することができます。お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとし、
2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまは、どの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかったときは、当

社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまは、その充当または相殺に対して異議を述べないものとします。

3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。
4. 当社が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したのものとして、当社は充当または相殺することができるものとします。

第19条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認めるときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）に債権の回収を委託し、債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。
2. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認めるときは、債権回収会社に対し譲渡することに承諾するものとします。
3. お客さまは、債権回収会社が本条1項および2項の行為を行うにあたり、必要な範囲内において、当社が債権回収会社に対しお客さまの個人情報を提供することに同意するものとします。

第20条 債権回収会社以外への債権譲渡

1. お客さまは、当社が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含みます。）する可能性があること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。
2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は、譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。

第21条 代り証書等の差し入れ

契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着したときは、当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば、直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。

第22条 報告および調査

1. お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまの信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. お客さまは、担保の状況またはお客さまの信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。
3. お客さまは、本契約にもとづく債務を完済するまでの間、毎年4月末日までに前年度分の確定申告書の写しを当社に提出するものとします。

第23条 届出事項の変更

1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項を変更する場合またはこれに変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。
2. 当社所定の書面により届け出られた署名について、当社は、口座開設時等に記載された署

名との筆跡確認義務を負わないものとし、これにより生じた損害については、責任を負いません。

3. 届出の変更手続以前に生じた損害および不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。
4. 届出のあった住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めによらない事由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
5. (1) お客さまについて、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に、当社に届け出るものとします。
(2) お客さまについて、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を、書面によって当社に届け出るものとします。
(3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも、前記各号と同様に当社に届け出るものとします。
(4) 本項 1号から 3号までの届出事項に取消または変更が生じたときも、同様に、当社に届け出るものとします。
(5) 本項 1号から 4号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第24条 住民票等の取得同意

債権保全等の理由で当社が必要と認めた場合、お客さまは、当社がお客さまの住民票の写し等を取得することに同意します。

第25条 諸費用の負担および支払方法

1. お客さまは、本契約にかかわる次の各号に規定する費用を負担するものとします。
 - (1) 事務取扱手数料、条件変更手数料など当社所定の各種手数料
ただし、これらの費用は、利息との合計で、利息制限法の範囲内とします。
 - (2) 本契約の印紙代、損害保険の質権設定およびその確定日付取得に関する費用、質権設定された損害保険の保険料
 - (3) (根) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
 - (4) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
 - (5) お客さまに対する督促、権利の行使または保全に関する費用
2. 前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、当社所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、当社は、当社所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引き落とすことにより、当社が受け取りまたは所定の先へ支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。

第26条 合意管轄

お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第27条 規定の変更

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その

他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第28条 公正証書の作成等

お客さまは、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまが負担するものとします。

第29条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

以上

個人信用情報機関への登録等

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます。)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内
債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内
申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヵ月以内

2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません。)

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

- ① 全国銀行個人信用情報センター
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
Tel :03-3214-5020
 - ② (株)日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp/>
Tel :0570-055-955
- (2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関
(株)シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp/>
Tel :0120-810-414

以上